

## 第1章 はじめに

### ◆ 策定の背景

- 東日本大震災では他自治体の応援に対する受入体制が不十分だった。
- 熊本地震の混乱を踏まえ内閣府が受援に関するガイドラインを策定した。

### ◆ 策定の目的

- 発災後に行われる応援の受入体制や手続きをまとめ、人的・物的資源を最大限かつ効果的に活かす。

### ◆ 対象期間

- 初動期、応急対策～復旧期（概ね1～2か月）を想定。

### ◆ 対象範囲

- 救出救助機関からの応援の受入れ
- 医療機関からの応援の受入れ
- 自治体等による人的支援の受入れ
- 物的支援の受入れ

## 第2章 受援体制

### ◆ 基本方針

- 応援を受入れる業務を想定するとともに、応援の受入調整をする組織を設置する。

### ◆ 県災害対策本部事務局の受援体制等

- 自治体応援職員等の受入：人員調整チーム
- 物的支援受入：物資チーム
- 関係機関との連絡調整窓口となる情報連絡員を受け入れる
- 市町村業務の応援のため初動派遣職員を派遣する。

} 必要に応じて設置

### ◆ 広域・圏域・地域防災拠点

- 東日本大震災の反省を踏まえ、支援部隊の集結や物資集配等の拠点として広域及び圏域防災拠点を整備する。

## 第3章 救出救助機関からの応援の受入れ

### ◆ 基本方針

- 大規模災害発生時、速やかに救出救助機関に応援部隊派遣を要請し各機関と緊密に連携する。

### ◆ 応援要請

- 自衛隊（災害派遣部隊）・消防（緊急消防援助隊）・警察（警察災害派遣隊）への応援要請方法等について整理。

## 第5章 自治体等による人的支援の受入れ

### ◆ 基本方針

- 人員調整チームが事務を担当する。  
構成：人事課、市町村課、危機対策課、各部局主管課等

### ◆ 県内応援体制

- 各部局は、部局内の人員調整が困難な場合、人員調整チームに応援を要請する。
- 県は、市町村が相互に行う応援活動を支援する。

### ◆ 広域応援協定団体等への応援要請

- 各協定等に基づく応援要請等について整理。

### ◆ 各応援団体の活動場所の確保

- 人員調整チームは情報連絡員の活動場所、受入先の課室等は応援職員の活動場所を確保する。

### ◆ 受援対象業務

- 主な受援対象となる22業務を整理（裏面表1）。
- 各業務の概要等について個別シートを作成した。
- 各省庁等による定型化された支援（裏面表2）については、担当課等が受入調整等を行う。

## 第6章 物的支援の受入れ

### ◆ 基本方針

- 物資チームが事務を担当する。

### ◆ 物資拠点の検討、調整

- 被災状況等から広域・圏域防災拠点又は民間倉庫の活用等を検討する。

### ◆ 必要物資の把握と調達

- 政府要望、協定先、広域応援協定団体、義援物資により物資を調達する。

### ◆ 輸送手段の確保

- 協定先や自衛隊等と調整を行う。

### ◆ 物資の配送計画、調整

- 要請に基づき調達した物資は直接配送することとし、義援物資は要請に合うものについて調整する。

## 第4章 医療機関からの応援の受入れ

### ◆ 基本方針

- 医療救護活動に係る総合調整等のため災害対策本部内に災害医療本部を設置。
- 災害医療本部内には、県災害医療コーディネータの配置とともに、DMAT調整本部及び医療救護班派遣調整本部を設置する。

### ◆ 応援要請

- DMAT、医療救護班への応援要請方法等について整理。

## 第7章 その他

- ボランティアとの連携、海外からの支援の受入れ、費用負担について整理。
- 防災訓練に適宜本計画の内容を取り入れ、訓練の検証等に応じて、適宜見直し修正する。
- 内閣府ガイドライン、本計画との整合性を図りながら市町村受援体制構築を支援する。

表1 主な受援対象業務

着手時期	No	受援対象業務	関係部局	主な関係課
初動期 ・発災から三日間 ・いのちの危険性が高い時期	1	○ 被災者の健康対策, 生活衛生・感染症対策業務	保健福祉部	保健福祉総務課
	2	○ 被災者のこころのケア	保健福祉部 教育庁	精神保健推進室 関係各課
	3	○ 要配慮者対策業務	保健福祉部	関係各課
	4	○ 被災建築物応急危険度判定業務 ※全国被災建築物応急危険度判定協議会への要請を優先	土木部	建築宅地課
	5	○ 被災宅地危険度判定業務 ※被災宅地危険度判定連絡協議会への要請を優先	土木部	建築宅地課
	6	○ 土砂災害危険箇所緊急点検業務	土木部	防災砂防課
	7	○ 原子力災害応急対策業務 ※原子力災害時の相互応援に関する協定との連携を図る	総務部 環境生活部	危機対策課 原子力安全対策課
	8	○ 災害対策本部の支援業務	本部事務局	各グループ
応急期から 復旧期(初期) ・避難生活から仮設住宅への移行期 ・二次災害防止対応のための時期	9	○ 物資集積拠点等の運営支援	本部事務局	総合対策・通信機器グループ
	10	○ 応急仮設住宅の整備に係る業務	土木部 保健福祉部	住宅課 震災援護室
	11	○ 応急仮設住宅(民間賃貸住宅借上げ等)に係る業務	保健福祉部	震災援護室
	12	○ 水道の応急復旧業務	企業局	水道経営課
	13	○ 下水道の応急復旧業務 ※「下水道事業における災害時支援に関するルール」及び「北海道・東北ブロック下水道災害時支援に関するルール」への要請を優先	土木部 企業局	都市計画課 水道経営課
	14	○ 災害廃棄物の処理に係る業務	環境生活部	循環型社会推進課
	15	○ 学校教育の支援業務	教育庁	関係各課
	16	○ 災害救助法に係る業務	保健福祉部	震災援護室
	17	○ 広域火葬に係る業務	環境生活部	食と暮らしの安全推進課
	18	○ 農地・農業用施設の応急対策業務	農政部	農村振興課 農村整備課
	19	○ 水産業施設の応急対策業務	水産林政部	水産業振興課 水産業基盤整備課 漁港復興推進室
	20	○ 社会基盤施設の被災状況調査に係る業務	土木部	関係各課
	21	○ 社会基盤施設の応急対策業務	土木部	関係各課
	22	○ その他市町村事務全般の人的支援調整 ※被災市区町村応援職員確保システムとの連携 例: 避難所の運営要員の人的支援, 家屋被害調査の人的支援, 窓口業務の人的支援等	本部事務局	人員調整チーム ・人事課 ・市町村課 ・危機対策課 ・各部局主管課等

表2 各省庁による定型化された支援

省庁名	派遣職員	調整主体	
		派遣側(国等)	受入側(県組織)
防衛省	自衛隊職員	防衛省	災害対策本部事務局
警察庁	警察災害派遣隊	警察庁・都道府県警察	宮城県警察本部
消防庁	緊急消防援助隊	消防庁	災害対策本部事務局
文部科学省	被災文教施設応急危険度判定士	文部科学省 国立学校	教育庁施設整備課
厚生労働省	災害派遣医療チーム(DMAT)	DMAT本部	保健福祉部医療政策課
厚生労働省	災害派遣精神医療チーム(DPAT)	DPAT活動拠点本部	保健福祉部精神保健推進室
厚生労働省	災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)	都道府県・保健所設置市・特別区	保健福祉部保健福祉総務課
厚生労働省	保健師, 管理栄養士等	都道府県・保健所設置市・特別区	保健福祉部公衆衛生スタッフ派遣調整チーム(保健福祉総務課等)
厚生労働省	水道事業者, 工事事業者	日本水道協会	企業局水道経営課
国土交通省	緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)	国土交通省	土木部防災砂防課
国土交通省	被災建築物応急危険度判定士	被災建築物応急危険度判定協議会	土木部建築宅地課
国土交通省	被災宅地危険度判定士	被災宅地危険度判定連絡協議会	土木部建築宅地課
国土交通省	下水道事業者, 施工業者等	下水道災害時支援連絡会議	土木部都市計画課
環境省	市町村職員, 専門家, 技術者, 関係団体	災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)	環境生活部循環型社会推進課